

第4章 計画の進捗評価と見直し

第4章 計画の進捗評価と見直し

- 本計画は、東京都児童福祉審議会及び同審議会専門部会における議論を経て、東京都全体の社会的養育の充実に向け、都において取りまとめたものです。
- 本計画においては、計画の進捗状況を評価するため、計画の記載事項ごとに取り組みや指標を設定しています。計画の達成状況を評価するため、各取り組みや指標の現状把握に必要な調査を毎年度実施していきます。

計画期間中、この取り組み・指標等を活用して、東京都児童福祉審議会において、計画の達成状況の進捗を管理し、次期以降の計画につなげていきます。
- 社会的養育の推進に向け、本計画では、「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」の2つを中心的な考え方とし、妊娠期からの支援などの予防的な取り組みや、社会的養護からの自立のための支援など、幅広い観点で取り組みを示しています。

計画の達成に向けては、児童福祉分野に加えて、若者支援、生活福祉、障害者支援など、関係する他分野と連携し横断的に取り組み、必要な支援を提供していきます。
- 令和2年度以降、特別区における児童相談所の設置が進んでいます。令和6年10月1日時点で9つの区（世田谷、江戸川、荒川、港、中野、板橋、豊島、葛飾、品川）が児童相談所を開設し、今後も新たな開設が予定されています。

一方、都においても、国の政令により、児童相談所の所管区域の人口が「基本としておおむね 50 万人以下」とされたことから、基準に合わせた所管区域の見直しや新たな都児童相談所の設置を進めており、都の社会的養育を取り巻く環境は変化を続けています。
- 計画の推進に向け、進捗評価の結果や状況の変化を踏まえながら、必要に応じて、体制や取り組みの抜本的な見直しを行い、社会的養育の推進に努めていきます。

特に、児童自立支援施設については「心理的・治療的ケアの専門的支援の充実に係る集中討議」における議論において、本施設に求められる役割や今後の方向性に向けた検討の必要性が示されたため、引き続き体制の在り方を検討していきます。

さらに、計画全体についても、計画期間の中間年である令和9年度を目安として検討を行い、必要な場合には、計画の見直しを行い、取り組みを一層推進していくこととします。